令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会

開催要綱

令　和　３　年　１　月　２１　日
経済産業省産業保安グループ電力安全課
環境省大臣官房環境影響評価課

１．目的

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を促進する必要がある。環境への影響を未然に防止するとともに地域の理解の下で、再生可能エネルギーの最大限の導入を円滑に進めていくために、環境影響評価制度の重要性は高まっている。

そうした中で、昨年 12 月１日に内閣府特命担当大臣主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件等に関する課題が指摘され、迅速に措置することも求められている。

こうした背景を踏まえ、本検討会では、環境に配慮した再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方について検討することを目的とする。

２．検討内容

環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件等について、風力発電所に係る環境影響評価の現状を踏まえ、環境に配慮した再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方を検討する。

３．組織等

(1) 検討会は、環境影響評価制度や再生可能エネルギーに関する環境影響評価に関する知見を有する有識者のうちから委嘱する委員をもって構成する。
(2) 検討会に座長を置き、座長は検討会の会務を総理する。
(3) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員又はオブザーバーとして出席させることができる。
(4) 検討会の事務は、環境省大臣官房環境影響評価課及び経済産業省産業保安グループ電力安全課において処理する。なお、検討会を円滑に運営するため、必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

４．期間

令和３年１月から３月まで（予定）とする。

５．会議の公開等

(1) 本検討会は原則として公開とする。会議の公開に当たり、新型コロナウィルス感染症対策並びに会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、インターネットを介した配信、入室人数の制限その他必要な措置をとることができるものとする。
(2) 本検討会における配付資料は、原則として会議終了前に公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な

利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「委員限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。

(3) 議事録は、会議終了後１ヶ月以内に公開するものとする。なお、議事録の公開に当たっては、当該会議出席委員の了解を得るものとする。

(4) 上記(1)、(3)の規定にかかわらず、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(5) 上記(1)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

以上